

前書き

下記の報告は、北九州市の市民検討委員会の調査グループとしての報告ですが、内容は、宮城県は、石巻ブロック(石巻市、女川町、東松島市)で発生したがれき680万トン鹿島JVに事業委託しながら、同じがれきを北九州に持ってゆこうとしていたという問題です。

すでに環境省で当初見込んでいたがれきの量の下方修正が、今年5月21日に行われ、広域化は、必要ないのではという報告も出されています。注1

今回は、そうした中で、宮城県が鹿島JVに委託していたがれきを、2重にカウントし、北九州に持ってゆこうとしていたという重大疑惑です。

たとえば言うに宮城県という男性が、鹿島JVという女性とすでに結婚しながら、北九州という女性に独身を装い、結婚詐欺を働こうとしていたということです。

宮城県は、昨年9月16日に鹿島JVと石巻ブロックのがれき(&津波堆積物)の処理契約を結んでいます。

つまり石巻ブロックのがれきは、鹿島JVに処理権限が移っています。

にもかかわらず、そのがれきを宮城県が、広域処理の一貫として北九州に持ってゆこうとしていたということです。

鹿島JVと締結したがれきの処理費は、国から補助支給されます。その一方で、同じがれきを北九州などに広域化すれば、その処理費用も国から支払われることになります。宮城県は、処理費用を2重に国から巻き上げることになり、弁護士によるとこれは詐欺行為に当たるといわれています。

この石巻ブロックには、女川も入っていて、東京都も関連する問題です。

女川関係については、現在調査・整理中ですが、北九州関連については、下記のようにご報告いたします。

またこの間がれきの総量が大幅に削減された中で、宮城県は、鹿島JVとの契約量すらがれきを提供できない状態にあり、そのまま放置し、契約改定(処理量&契約金)しなければ、鹿島JVが何もしないで約数百億円の契約金を入手することになっていました。

この点について6月19日段階で宮城県に取材したところ、契約変更を行っていませんでした。すでのがれきの総量の見直しが、約一ヶ月前に行われている中で、契約の変更すら行っていないのは、まったく驚くべき怠慢です。

素はと言えば、環境省ががれき総量を大幅(1570万トンの内430万トン下方修正)に読み間違っていたことが、原因ですが、広域化政策のずさんさに加え、詐欺行為をなぜ行おうとしていたのか？

がれきがない中で、鹿島 JV と契約していたがれきを北九州に持ってゆくことは、可能なのか？

順次報告してゆきます。

緑の情報特版 NO1

北九州市市民検討委員会 広域化調査グループ 報告

20120621

青木泰

<調査内容>

北九州に運ばれる予定のがれきは、宮城県石巻市の可燃性のがれき3万9,500トンである。しかし宮城県は、5月21日のがれきの推定量の見直しを行い、約430万トン下方修正し、石巻市も約170万トン下方修正した。

そこで石巻市に持ってくるがれきが現状で存在するのか？調査した。その結果、石巻市のがれきは、現地処理の行方が決まっていたこと。もし行方が決まっているがれきを北九州市に持ってきたとき、現地処理を決めている契約に対して、違反となるだけでなく、がれきの処理費の2重払いになることが分かった。

<事実>

1) 宮城県&石巻の状況

① 石巻のがれきは、民間企業に委託し県内処理が始まっている。

石巻市のがれきは、すでに宮城県によって県内処理の入札にかけられ、鹿島JVによって落札されている。鹿島JVに処理を依頼しているがれきの総量は、685,4万トンでその内訳は、以下の通り。

石巻市(581万トン)

東松山市(83,5万トン)

女川町（20、9万トン）

すでにこれは、鹿島JVが、1923億6000万円で落札している。（資料1：災害廃棄物処理業務＜石巻地区＞の概要）

②がれきの総量の見直しと、がれきの処理量の削減

がれきの総量の見直しによって、（資料2：沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況—環境省資料）

石巻市は、616、3万トンから445、8万トンに
東松島市は、165、7万トンから83、8万トンに
女川町は、44、4万トンから28、6万トンに
それぞれ下方修正された。

石巻市のがれきの総量が、445、8万トンになったが、鹿島JVに依頼していたのは、581万トンであり、135、2万トン足りない。

また3市町村のがれきの総量を合わせても、558、2万トンでしかなく、鹿島JVと契約した処理量685、4万トンに127、2万トン足りない。

この総量見直し資料が作成された時点で、宮城県が、鹿島JVとの契約を考えれば、石巻のがれきや女川、東松島市を加えた3市のがれきは、鹿島JVによる処理だけでも足りなくなる。

したがって、この時点で宮城県は、鹿島JVとの契約を処理量と契約金の下方修正を行う必要があった。そうしなければ、鹿島JVは、契約通りのがれきの処理をしないで、契約金を得ることになる。

（しかし6月19日現在、宮城県は契約変更を行っていない。）

ではそうした中でなぜ、北九州に石巻からがれきが運ばれる計画が進行しているのか？石巻から北九州に回すがれきは何処にあるのか？

③ 宮城県の発表の中から抜け落ちた鹿島JVとの契約

がれきの総量の見直しを受けて、宮城県は今年5月21日「災害廃棄物処理対象量の見直しについて」（県受託処理分）を記者発表している。

（資料3～5）この資料には、

石巻ブロックの県受託処理分の見直し前と後の数量が、

見直し前685万トン

見直し後312万トン

と記載されている。（資料4：P5）

そしてこの見直し後の数値を基準にして、

「県受託量」－（「県内処理」＋「県内拡大分」）＝「広域処理量」
の計算式で広域処理量が算出されている。

石巻ブロックは、
再生利用12万トン、
焼却処理28万トン、
埋め立て処分33万トン、

合計74万トンと広域処理量が、記載されている。(資料5:P6~7)

しかし見直し前、宮城県は県が受託した685万トンを、そっくりそのまま鹿島JVに委託し、昨年9月16日には、契約締結していたが、この点は、この報告書にはなんら触れられていない。

見直し前の685万トンですら、他の都道府県の広域化に頼ることなく、プロポーサル審査で、鹿島JVに委託していた。ところが、この報告書では、石巻ブロックのがれきから突然、広域処理するがれきが74万トンも作り出されるのである。これは一方で鹿島JVが処理予定している分を、他方で広域に回す分として2重カウントする状態になっている。

今回の場合、宮城県では、がれき量を大幅に下方修正しているため、鹿島JVとの契約を前提としても、鹿島JVが処理できる量は、下方修正される。そのため、契約変更が不可避である。そうしないと鹿島JVにそのまま予定の契約金1923億6000万円を支払うことになる。

ところが、今回は鹿島JVに委託していたがれきを二重にカウントして、その分を北九州他に持ってこようとしていたことが分かった。

鹿島JVは、契約処理量に満たない分は、処理することなく契約金が入ることになり、逆に県や国はその分およそ数百億円を損失するだけでなく、北九州他の自治体に運ぶ分の処理費も2重に使われることになる。

2) 北九州の資料による石巻市のがれき

北九州市の資料は、この宮城県の資料に基づき作成されている。そのため、この資料でも石巻のがれきは、鹿島JVに委託されている点がまったく抜け落ちている。

たとえば、北九州市の「災害廃棄物の受入れの検討について一資料1」(平成24年5月1日)(資料6)によれば、

「2石巻市の災害廃棄物の処理の状況」として
災害廃棄物の量「推計616万トン」と記載し、

石巻ブロックで広域処理が必要な量は、294万トンと記載されている。

ここでも616万トンの大半(580万トン)は、鹿島JVが落札している点の記載がなく、広域化するという294万トンは、2重カウントされている。

またその後6月に発行した北九州市のパンフレット(資料7)によれば、石巻市の312万トンを宮城県が処理を受託し、

注1:

がれき広域処理の正体・もともと不要！ 5千億円がゼネコンJVへ！

<http://eritokyo.jp/independent/aoyama-column1.htm>

①奈須えり : がれき広域処理根拠なし(1)必要性無編 You Tube

<http://www.youtube.com/watch?v=i3KmbjkbkU0>

②池田こみち: がれき広域処理根拠なし(2)巨額使途編 You Tube

<http://www.youtube.com/watch?v=dGW1uwfPGNg>

③青山貞一: テレビ西日本「がれき広域処理」生番組(CUBE)出演記

<http://eritokyo.jp/independent/aoyama-democ14034...html>

④がれき広域処理は合理的根拠なし② 合同調査チーム速報

<http://eritokyo.jp/independent/aoyama-democ1535..html>